

一般競争入札（事後審査型一般競争入札）の共通事項について

1 一般競争入札に関する事項

一般競争入札に関する事項のうち参加資格等に関する共通事項について記載するもので、一般競争入札に関する案件等の個別事項については別に公告に記載する。

2 一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 本件一般競争入札に参加できるのは、次に掲げる条件を満たしている者（以下「入札参加資格者」という。）又は入札参加資格者によって構成されている特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、岐阜市上下水道事業部から共同企業体として資格認定を受けた者とする。共同企業体として資格認定する場合は、別に指定する。
- (2) 岐阜市上下水道事業部契約規程（昭和 41 年水道部管理規程第 3 号）第 18 条第 1 項の規定により岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査を公告の日前 1 ヶ月までに受けた者で、かつ、申請書受付期間の最終日から本契約締結日までの間に岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格の要件を欠くことがないこと。
- (3) 岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格停止措置要領（平成 6 年 8 月 29 日決裁）の規定による資格停止（以下「参加資格停止」という。）を申請書受付期間の最終日から本契約締結日までの間に受けていないこと。
- (4) 岐阜市上下水道事業部が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成 27 年 9 月 30 日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当しないこと。
- (5) 岐阜市上下水道事業部発注の工事の当該同種工事に係る岐阜市上下水道事業部建設工事成績評定要領（平成 16 年 4 月 1 日決裁）に基づく工事成績評定点が以下の基準を満たしていること。ただし、総合評価落札方式による場合は、②及び③は適用しないものとし、この場合において過去 2 年度に遡って受注実績のないときは、65 点とみなす。
 - ① 過去 2 年度（平成 29 年度及び平成 30 年度）の工事成績評定点の平均点が 65 点以上であること。この場合、過去 1 年度しか受注実績のない場合は、当該年度の工事成績評定点の平均点が 65 点以上であること。
 - ② 過去 2 年度に受注実績がない場合は、過去 5 年度（平成 26 年度まで）に遡り、直近の年度の工事成績評定点の平均点が 65 点以上であること。
 - ③ 過去 5 年度に遡って受注実績のない場合は 65 点とみなす。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に次のいずれかに該当する関係がないこと。なお、次の関係がある場合に、辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、談合等不正な行為とは解さない。
 - ① 資本関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の決定や会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

ア 親会社と子会社の関係にある場合

イ 親会社と同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

次のいずれかに該当する場合。ただし、アについては、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

ア 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

イ 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

上記①及び②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

(7) 次の届出の義務を履行していない建設業者（当該届出の義務がない者を除く。）でないこと。

ア 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務

イ 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務

ウ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

(8) 別に指定する業種工事の総合評定値及び平均完成工事高は、経営事項審査結果通知書のうち、一般競争入札参加資格確認申請書提出時において最新のものとする。

(9) 主観点数は、別に指定する業種工事の岐阜市上下水道事業部競争入札参加資格審査（建設工事）に係る主観的事項審査要領（平成 16 年 6 月 2 日決裁）に基づく**令和 2 年度**主観点数とする。

(10) 配置予定技術者は、入札参加資格確認申請の日以前 3 か月以上の雇用関係にある者とする。

(11) その他、入札参加資格及び条件については別に指定する。

3 一般競争入札の日時及び場所

(1) 入札の日時及び場所については別に指定する。

(2) 入札書は電子入札システムにより提出すること。ただし、岐阜市上下水道事業部電子入札運用基準（平成 17 年 8 月 9 日決裁）1 紙入札承諾の基準により、発注者が認めた場合は入札書を書面で提出すること（以下「紙入札方式」という。）ができる。共同企業体として資格認定した場合は別に指定する。

(3) 発注者が紙入札方式への変更を認めた場合、紙入札方式参加承諾願（岐阜市上

下水道事業部電子入札運用基準 様式第1号)を提出し、発注者の指示に従うこと。

紙入札方式で入札する場合は、郵送及びFAXによる入札は認めない。

4 現場説明の有無

現場説明は原則として行わない。

5 入札保証金

岐阜市上下水道事業部契約規程第3条の規定により免除とする。

6 契約保証金

岐阜市上下水道事業部契約規程第11条の規定により、契約金額が500万円以上の場合、契約金額の10%に相当する金額を納付しなければならない。

ただし、契約保証金に代わる担保としての国債等の有価証券、金融機関の保証又は前払金保証事業会社の保証により契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

7 前払金の有無

前払金の有無については別に指定する。

8 予定価格

岐阜市上下水道事業部予定価格の公表の試行に関する要綱(平成11年9月27日決裁)第3条第1号イに該当する案件(以下「事前公表案件」という。)については、別に指定する。

9 落札者決定の方法

(1) 岐阜市上下水道事業部事後審査型一般競争入札試行要領(平成19年7月27日決裁)により、最低価格入札者について参加資格等の審査を行い、その後落札者として決定する。ただし、総合評価落札方式による一般競争入札を行う場合は、岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式試行要領(平成18年5月1日決裁)の規定により決定する落札候補者について参加資格等の審査を行い、その後落札者として決定する。なお、入札の評価に関する基準及び総合評価の方法については別添の本件に係る「技術提案書の提出依頼について」による。

(2) 落札者となるべき者の入札価格が、岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱(平成15年3月28日決裁)に規定する調査基準価格を下回った場合は、調査を行う。

(3) 予定価格が4,500万円以上の事前公表案件について、落札者となるべき者の落札率が95パーセント以上となった場合は、岐阜市上下水道事業部高落札率入札調査の試行に関する要綱(平成17年12月21日決裁)により調査を行う。

10 総合評価落札方式に係る技術提案書の提出

総合評価落札方式による一般競争入札を行う場合は、入札に際し価格以外の評価を行うために必要な技術提案書を提出するものとする。詳細については、別添の本

件に係る「技術提案書の提出依頼について」による。

11 無効となる入札該当事項

(1) 次のいずれかに該当する場合、その者の行った入札は無効とする。

ア 予定価格 5,000 万円以上（ただし、予定価格 5,000 万円未満であっても総合評価落札方式による場合は含む。）の建設工事において、岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱第5条に規定する失格判断基準に満たない価格で入札を行った場合

イ 予定価格 130 万円超 5,000 万円未満（ただし、総合評価落札方式による場合を除く。）の建設工事において岐阜市上下水道事業部建設工事最低制限価格制度実施試行要領（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する最低制限価格を下回った場合

その他、岐阜市上下水道事業部競争入札心得（平成6年4月1日決裁）による。

12 一般競争入札に関する資料等の閲覧

(1) 閲覧期間は公告日から入札日の前日までとする。

(2) 閲覧時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、正午から午後 1 時までは除く。

(3) 閲覧場所は岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課契約係とする。

13 入札参加資格の確認

(1) 本件一般競争入札に参加しようとする者は、別に定める一般競争入札参加資格確認申請書提出要領の定めるところにより、電子入札システムを用いて入札参加資格確認申請書を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。ただし、電子入札システムにより提出することが難しい者は、発注者が認めた場合に限り、持参による提出を認める。また入札参加資格確認申請書の書面による提出を求める場合は別に指定する。

なお、入札参加資格は入札後に実施する入札参加資格の詳細な確認をもって確定するものとする。

① 申請書受付期間は別に指定する。

② 申請書受付時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。申請書受付期間最終日にあっては午後 4 時までとする。持参する場合にあっては、正午から午後 1 時までは除く。

③ 持参する場合の申請書受付場所は、岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課契約係とする。

(2) 入札参加資格の確認は、申請書の受付期間の最終日をもって行うものとし、入札参加資格証明書（入札参加資格確認通知書の入札参加資格が有のものをいう。）を電子入札システムにより交付する。共同企業体として資格認定する場合は別に指定する。

ただし、紙入札方式の場合は、入札参加資格確認申請書の受付をもって行うものとし、入札参加資格確認申請書の写し（受付印の押印があるもの）をもって入札参加資格証明書とする。入札参加資格証明書の交付を受けた者が、一般競争入札のため入札会場に入場するときは入札参加資格証明書を係員に提示すること。

(3) 入札参加資格の詳細な確認について、審査対象者となった者は**入札参加資格確認申請書(技術資料)**（以下「事後審査資料」という。）を次に掲げる要領で提出すること。

- ① 提出期限は審査対象となった日から起算して3日以内とする。
- ② 提出時間は午前9時から午後5時までとする。ただし正午から午後1時までは除く。
- ③ 提出場所は岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課契約係とする。

(4) 開札後、事後審査資料提出までに、当該工事以外の他の工事を落札したことなど、やむを得ない事由により配置予定の技術者を配置する事ができなくなった場合は、直ちに書面により辞退届を提出すること。なお、この辞退を理由として参加資格停止など不利益な取扱いを受けるものではない。ただし、配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず事後審査資料を提出し、落札者決定まで至った場合においては、参加資格停止の措置を行う。

(5) 契約締結後に、入札参加資格確認申請時（総合評価落札方式においては技術提案書提出時）に記載した配置予定技術者又は同技術者と同等以上の技術者を工事着手日までに配置できない場合は、工事請負契約約款第46条第1項第6号の規定に基づき契約を解除し、参加資格停止の措置を行う。

14 資料等の貸与

- (1) 資料等の貸与を希望する者は、次に掲げる要領で貸与を受けることができる。
電子入札システム上で設計図書をデータ供与する場合は、貸与しない。
- ① 貸与申請期間は公告日から入札日の前日までとする。ただし、申請受付期間の最終日までに入札参加資格確認申請を行わないものにあっては、申請受付期間の最終日までとする。
- ② 申請受付時間は午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までは除く。
- ③ 貸与場所は岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課契約係とする。
- ④ 貸与期間は公告日から入札日までとする。ただし、申請受付期間の最終日までに入札参加資格確認申請を行わないものについては、申請受付期間の最終日までとする。
- ⑤ 貸与期間が終了したときは、直ちに岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課契約係まで返却すること。

(2) 資料等の貸与を受ける際には印鑑（貸与を受ける者の個人印）を持参すること。

15 質疑応答

(1) 資料等に関し質疑がある者は、次に掲げる要領で質問書を持参により提出することができる。

① 質問書提出期間は別に指定する。

② 質問書提出時間は午前 9 時から午後 5 時までとする。ただし、正午から午後 1 時までは除く。

③ 質問書提出場所は岐阜市上下水道事業部上下水道事業政策課契約係とする。

(2) 質疑に対する回答は、入札参加資格確認通知書を交付した者に対し、別に指定する日までに FAX 又は電子メールにより行うものとする。

16 余裕期間を設定する建設工事に係る事項

(1) 余裕期間は、契約締結日から工事着手日の前日までとする。

(2) 余裕期間中は、資材の搬入又は仮設物の設置等工事の着手を行ってはならない。

(3) 余裕期間中は、現場代理人、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

(4) 工事着手日より前に工事に着手しようとする場合には、発注者と受注者が協議の上、工事着手日を変更することができる。

(5) 低入札価格調査等により、工事着手日以降に契約締結となった場合には、余裕期間は、適用しない。

17 その他

(1) 落札決定に当たっては、入札書の記載金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 入札に際して、電子入札システムにより工事費内訳書を提出すること。

(4) 受注者は、岐阜市上下水道事業部工事請負契約約款（契約書を含む。）に基づき、設計図書等に従い契約履行しなければならない。

(5) 本件は申請書等の提出及び入札を電子入札システムにより行う。共同企業体として入札参加資格確認申請書を提出する場合は別に指定する。

(6) 電子入札システムにより提出する入札及び申請書等は、電子入札システムサーバーに到達した時、提出したものとみなす。

(7) 紙入札等で入札会場に入場する場合は、移動通信端末等の通信機器は、持ち込まないこと。

(8) 開札をした結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札が無い場合（ただし、事

前公表案件を除く。) は、再度入札を行う。その応札期間は、開札日の 14 時までとする。

ただし、入札の公正性の確保が困難と判断される場合には、再度入札を行わないことがある。

(9) 12 から 15 までに掲げる期間には、岐阜市の休日を定める条例(平成元年岐阜市条例第 45 号)に規定する本市の休日を含まない。

(10) 岐阜市上下水道事業部公共工事苦情処理手続要領(平成 14 年 3 月 29 日決裁)により苦情申立てを行うことができる。

(11) (1)から(10)までに掲げる事項のほか、岐阜市上下水道事業部競争入札心得による。

岐阜市上下水道事業部競争入札心得

	平成 6年 4月 1日
改正	平成 9年 4月 1日
改正	平成12年 4月 1日
改正	平成15年 3月19日
改正	平成17年 4月 1日
改正	平成17年10月 3日
改正	平成18年 8月29日
改正	平成20年 3月31日
改正	平成22年 3月29日
改正	平成23年 3月31日
改正	平成25年 4月 1日
改正	平成26年 4月 1日
改正	平成27年 4月 1日
改正	平成29年 4月26日
改正	平成31年 3月29日
改正	令和元年11月15日

岐阜市上下水道事業部の競争入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次に掲げる事項を承知の上、入札に参加すること。

1 入札関係書類の受領等

- (1) 入札参加者は、入札の公示又は指名の通知があった場合は、速やかに当該入札に係る契約の主管課（電子入札システムにより入札が執行される場合にあっては、当該電子入札システム）において入札関係書類を受領し、又は閲覧に供すること。この場合において、入札関係書類に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (2) 質疑は、書面で行い、原則として、一般競争入札にあっては公告により明示する提出期限、指名競争入札にあっては入札日の3日前（岐阜市の休日を定める条例（平成元年岐阜市条例第45号）に規定する休日を除く。）の午後5時までに上下水道事業部上下水道事業政策課（契約係）に提出するものとする。

2 入札期日の変更

入札参加者の過半数の者が見積期間の延長を要望する場合は、入札の期日を変更することがある。

3 入札保証金

- (1) 入札参加者は、入札執行前に入札保証金又はこれに代わる担保について、関係職員の

点検を受け、封かんの上氏名及び金額を表記して、受領書と引換えに納付し、又は提供しなければならない。ただし、入札保証金の納付を免除したときは、この限りでない。

- (2) 入札保証金を減免する場合は、一般競争入札にあっては公告により、指名競争入札にあっては指名通知書により明示する。
- (3) 入札保証金又はこれに代わる担保は、入札終了後に受領書と引換えに還付する。ただし、落札者には、契約締結後に還付する。

4 入札の辞退

- (1) 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。
- (2) 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次に掲げるところにより書面で提出しなければならない。ただし、電子入札システムにより入札が執行される場合は、当該電子入札システムにより入札辞退届を作成の上、当該電子入札システムにより入札辞退届を提出しなければならない。ただし、岐阜市水道事業及び下水道事業管理者（以下「管理者」という。）の承諾を得たときは、入札辞退届を書面により提出することができる。
 - ア 入札執行前にあっては、入札辞退届を上下水道事業部上下水道事業政策課（契約係）へ直接持参する。
 - イ 入札執行中にあっては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出する。
- (3) 見積もった契約希望金額が予定価格を超える場合は、入札を辞退するものとする。
- (4) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

5 入札書等の提出

- (1) 入札参加者は、指定の時刻までに指示された場所へ入札書を提出しなければならない。
- (2) 前号の規定にかかわらず、電子入札システムにより入札が執行される場合は、指定の時刻までに、当該電子入札システムにより入札書を提出しなければならない。ただし、管理者の承諾を得たときは、入札書を書面で提出することができる。
- (3) 貸与されている設計図書があるときは、開札時間までに返還するものとする。
- (4) 指定された時刻までに入札書を提出しない者は、棄権したものとみなす。この場合において、理由によっては、資格停止等の措置を講ずることがある。
- (5) 入札書には、金額、工事（件）名、場所、入札年月日及びあて名を明記し、記名押印（届出印）の上封かんし、工事（件）名、場所及び氏名を表記するものとする。この場合において、電子入札システムによる場合は、当該電子入札システムにより入札書を作成の上、通知書に示した時刻までに当該電子入札システムにより提出するものとする。
- (6) 落札決定に当たっては、入札書の記載金額に当該記載金額の100分の10（消費税軽減税率対象の場合は、100分の8）に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数

があるときは、これを切り捨てた金額)をもって落札価格とし、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100(消費税軽減税率対象の場合は、108分の100)に相当する金額を入札書に記載するものとする。

- (7) 代理人が入札に参加する場合は、次のアからウまでに定めるところによる。ただし、電子入札システムにより入札が執行されるときは、代理人の入札は認めない。
- ア 委任状は、工事(件)名、場所、入札年月日及びあて名を明記し、並びに受任者の使用印及び代理人の使用印を押印した上で提出すること。
- イ 入札書は、受任者名及び代理人名を記入し、アの委任状に押印した代理人使用印を押印すること。
- ウ 入札書への受任者使用印の押印は、不要とする。
- (8) 入札書の提出後は、これを引き換え、若しくは変更し、又は取り消すことができないものとし、電子入札システムによる場合は、一度送信された入札希望金額を撤回することはできない。
- (9) 入札参加者は、入札に立ち会わなければならぬ。ただし、電子入札システムにより入札が執行される場合は、この限りでない。
- (10) 郵便による入札は、認めない。
- (11) 入札参加者は、他の入札参加者の代理をすることができない。
- (12) 建設業法(昭和24年法律第100号)第2条第1項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)の入札の場合にあっては、工事費内訳書(様式)を、指定された時刻までに、指定された場所に提出しなければならない。
- (13) 前号の規程にかかわらず、電子入札システムにより入札が執行される場合は、指定の時刻までに当該電子入札システムにより工事費内訳書を提出しなければならぬ。ただし、管理者の承諾を得たときは、工事費内訳書を書面により提出することができる。
- (14) 総合評価落札方式による入札の場合は、技術提案書(岐阜市上下水道事業部建設工事総合評価落札方式試行要領(平成18年5月1日決裁)様式第1号による技術提案書をいう。第11項第11号において同じ。)を指定された時刻までに、指定された場所に提出しなければならない。

6 入札の中止等

- (1) 入札参加者が連合し、又は不穏の言動を行ったため、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札を延期し、又は中止することがある。
- (2) 入札参加者は、入札の執行中必要以外の言動を慎み、入札執行者の指示に従わなければならない。これに従わないときは、入札を拒否することがある。
- (3) 天災その他やむを得ない理由により入札(開札)を行うことができないとき又は入札者が1人だけの場合は、入札を延期し、又は中止することがある。この場合において、当該入札の延期又は中止によって入札参加者に生じた損害は、入札参加者の負担とする。
- (4) やむを得ず、新年度の事業に係る予算の議決前に入札の公示又は指名の通知を行う場

合において、当該事業に係る予算の議決が得られなかったときは、入札の執行を取り止める。この場合においては、あらかじめその旨を、一般競争入札にあっては公告により、指名競争入札にあっては指名通知書により明示する。

7 開札の方法

開札は、公告又は通知した日時及び場所において入札参加者の面前で行う。この場合において、電子入札システムによるときは、立会いを希望する入札者又は当該開札に係る入札事務に関係のない職員の立会いの下で行う。

8 落札の決定

入札（総合評価落札方式の場合を除く。次項において同じ。）を行った者のうち、予定価格の制限の範囲内で、最低（財産の売払いにあっては、最高）の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、建設工事又は建設工事に係る委託業務その他委託業務の契約を締結する場合において、予定価格の制限の範囲内の最低価格をもって入札した者の価格が当該契約の内容に適合した履行がされないと認められるとき又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがあると認めるときは、その者を落札者とせず、予定価格の制限の範囲内で入札した他の者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。

9 同価格入札のくじ

落札者となるべき同価格の入札をした者（以下「同価格入札者」という。）が2人以上あるときは、直ちに、当該同価格入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該同価格入札者は、くじを引くことを辞退することはできない。

10 再度入札

- (1) 開札をした結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札（以下「再度入札」という。）を行う。ただし、再度入札は、原則として工事の請負及び業務委託に係る入札にあっては1回まで、物品の購入及び物品の売払いを行う入札にあっては2回までとし、入札の公正性の確保が困難と判断される場合には、再度入札を行わないことがある。
- (2) 初回の入札に参加しなかった者及び初回の入札に参加し、無効とされた者は、再度入札に参加することができない。ただし、11の(3)から(6)まで、(8)、(9)、(13)及び(14)に該当し無効とされた者にあっては、この限りでない。

11 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 委任状を持参しない代理人のした入札

- (3) 記名押印を欠く入札（電子入札システムにより入札が執行される場合は、電子認証書を取得していない者のした入札）
- (4) 金額を訂正し、又は改ざんした入札
- (5) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- (6) 金額、名称その他入札に必要とする要件を欠く入札又は確認し難い入札
- (7) 法令等に反する不正行為があると認められる入札
- (8) 再度入札において、前回の最高価格を上回らない入札又は最低価格を下回らない入札
- (9) 同一事項に対し、2つ以上出された入札
- (10) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
- (11) 工事費内訳書又は技術提案書の提出を求められた場合において、指定された期限までに、当該工事費内訳書若しくは技術提案書の提出をしない者がした入札又は当該入札に係る積算金額と入札金額が著しく相違する工事費内訳書その他入札者の名称、工事名等の必要事項を確認し難い工事費内訳書を提出した者の入札
- (12) 岐阜市上下水道事業部高落札率入札調査の試行に関する要綱（平成17年12月21日決裁）第5条に規定する事情聴取を拒んだ者のした入札
- (13) 岐阜市上下水道事業部低入札価格調査要綱（平成15年3月28日決裁）第5条第1項に規定する失格判断基準に満たない価格の入札又は岐阜市上下水道事業部建設工事最低制限価格制度実施試行要領（平成23年3月31日決裁）第3条に規定する最低制限価格を下回る入札
- (14) 開札終了後から落札決定又は低入札価格調査等による保留の宣告を行うまでの間に、入札金額について錯誤の申出があった入札であって、民法（明治29年法律第89号）第95条の規定に該当するもの（電子入札システムにより入札が執行される場合にあっては、入札書送信後から落札決定又は低入札価格調査等による保留の宣告までの間とし、錯誤の申出は、その旨を記載した書面を提出する方法により行うものとする。）
- (15) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

12 課税（免税）事業者である旨の届出

契約の相手方が課税事業者である場合は、工事請負契約書に、請負代金額に併せて取引に係る消費税及び地方消費税の額を明示するものとし、落札決定後、落札者は、次の各号に掲げる場合に応じ、それぞれ当該各号に定める事項を、直ちに届け出るものとする。

- (1) 単体の場合 課税事業者又は免税事業者である旨
- (2) 共同企業体の場合 各構成員について課税事業者又は免税事業者である旨

13 契約の締結

- (1) 落札者は、7日（岐阜市の休日を定める条例に規定する休日を除く。）以内に契約を締結しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると認められる場合は、その期間を延長することがある。

(2) 落札者は、請負金額が500万円以上の工事請負契約には、契約保証金を納付しなければならない。ただし、契約保証金に代わる担保としての有価証券（国債、銀行小切手、地方債等）、金融機関若しくは前払保証事業会社の保証又は公共工事履行保証証券（付保割合の低いもの）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。この場合において、公共工事履行保証証券（付保割合の高いもの）による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行ったときは、契約保証金の納付を免除する。

14 この入札心得は、指名競争入札について定めたものであり、一般競争入札の取扱いについては公告等が優先する。

15 異議の申立て

入札参加者は、入札後、この入札心得その他入札条件の不知又は不明を理由に異議を申し立てることができない。

16 公正な入札の確保

入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはならない。

17 隨意契約への準用

この心得は、随意契約の場合について準用する。

様式（第5関係）

年　月　日

（あて先）岐阜市水道事業及び下水道事業管理者

所 在 地
商号又は名称
代表者職氏名

印

工事費内訳書

工事名

工事場所

工種等	数量	単位	金額（円）	備考
直接工事費内訳				
直接工事費計 (A)				
共通仮設費 (B)				
現場管理費 (C)				
一般管理費 (D)				
合計 (A+B+C+D)				

※ 直接工事費内訳については、工事発注課があらかじめ設定した項目に対して記入してください。

※ 電子入札システムにより提出する場合は、押印不要です。

※ 合計欄は、消費税を含まない金額を記入してください。